

○ 総務省告示第 号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百十一条の四第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

別表第一（第二条関係）

衆議院小選挙区選出議員の選挙、参議院選挙区選出議員の選挙又は都道府県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者

区分	テレビジョン放送
「略」	ラジオ放送
「略」	「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

改 正 前

別表第一（第二条関係）

衆議院小選挙区選出議員の選挙、参議院選挙区選出議員の選挙又は都道府県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者

区分	テレビジョン放送
「同上」	ラジオ放送
「同上」	「同上」

備考 同上

附 則

この告示は、公布の日から施行する。